

旅行傷害保険 旅先での事故やケガ、アクシデントを補償

ポルシェカード傷害保険被保険者証について

1.ポルシェカード傷害保険被保険者証

被保険者証番号	ポルシェカード会員番号
被保険者	ポルシェカード会員(本人会員・家族会員)
補償期間	ポルシェカード会員である期間 海外旅行の場合、上記カード会員資格期間内に開始された旅行期間中をいいます。ただし、会員の旅行期間が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していないときは、90日目の午後12時に終わります。

*保険会社はポルシェカード会員であるお客さまを、海外旅行傷害保険ならびに国内旅行傷害保険の被保険者であること証明します。

補償内容

1. 海外旅行傷害保険(自動補償)	
傷害による死亡・後遺障害	最高1億円 (カード会員のご家族は最高1,000万円)
傷害による治療費用	200万円限度
疾病による治療費用	200万円限度
携行品の損害 (1事故免責3,000円)	1旅行100万円限度 保険期間中100万円限度
賠償責任	最高1億円
救済者費用	500万円限度
2. 国内旅行傷害保険	
死亡・後遺障害 ①公共交通乗用具*搭乗中の傷害事故 ②旅館ホテル宿泊中の火災、爆発による傷害事故 ③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故	最高1億円
上記①～③による入院	1日あたり5,000円
上記①～③による通院	1日あたり3,000円

*「公共交通乗用具」とは、航空法・鉄道事業法・海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶などをいいます。

*他のクレジットカード(他社分を含む)を複数枚保有し、複数の保険が適用される場合でも、傷害死亡・後遺障害保険金の支払い限度額は、保有カードのうちもっとも高い保険金額となります。
*株式会社アプラスが発行するアプラスカードを、おひとりで2枚保有された場合でも、補償内容は上記でご案内の保険金額が限度となります。
*海外保険サービスにつきましては、会員として登録された翌日から被保険者となりますので、その前に出発した旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。

2.海外旅行傷害保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする主な保険金・費用	保険金額	
傷害	死亡・後遺障害	死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の100% 後遺障害の場合 死亡・後遺障害保険金額の3%~100% (例) 両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%	死亡の場合 1億円 後遺障害の場合 程度により 1億円 (カード会員のご家族は最高1,000万円)	
	治療費用	責任期間中に偶然な事故によりケガをして医師の治療を受けられたとき	治療に要した次の費用のうち、 現実に支出された金額 ●医療の診察費、処置費、および手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費、手術室費 ●職業看護師費 ●入院費 ●病院までの緊急移送費 ●旅行行程復帰費・帰国費(治療のため旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程へ復帰するための費用または直接帰国する費用) ●通訳雇入費 ●通院のための交通費 ●入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)および国際電話料等通信費(合算で20万円限度) ●義手・義足の修理費(傷害の場合のみ) ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、200万円を限度とします。	200万円限度
疾病	治療費用	被保険者が責任期間中に病気になり、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき。 (特定感染症の場合は30日を経過するまでに医師の治療を受けられたとき。)	【特定感染症】コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、タニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症	200万円限度
	賠償責任	被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のものをこわしたりして、法律上の賠償責任を生じたとき	●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●損害防止軽減に要した費用 ●緊急費用 ●訴訟費用	1億円
携行品損害	被保険者所有の身の回り品が責任期間中に盗まれたり事故によりこわれたりしたとき	時価額または修繕費から3,000円をひいた額 (ただし、1旅行につき100万円を限度とし、かつ、1個または1対につき10万円を限度とします)	100万円 保険期間中 100万円限度	
救済者費用	責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます)された場合 ②ケガのため180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院をされた場合 ③病気により死亡された場合 ④発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院をされた場合	●捜索救助費用 ●現地との航空運賃等交通費(救済者3名限度) ●現地でのホテル客室料(救済者3名、1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用(100万円限度) ●渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ※「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。	500万円限度	

*「責任期間」とは、カード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は90日目の午後12時に終わります。「旅行期間」とは、会員が海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

3.国内旅行傷害保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする主な保険金	保険金額
死亡・後遺障害	被保険者が、 ①公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。ただし、被保険者が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をボルシェカードにより支払った場合。 ②ご予約の上、「ボルシェカード」で宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故に遭われた場合。 ③「ボルシェカード」で購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の事故によって傷害をうけられた場合。 上記①～③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いまたは後遺障害が残ったとき。	死亡の場合 死亡・後遺障害 保険金額の100% 後遺障害の場合 死亡・後遺障害 保険金額の3%～100% (例) 両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%	死亡の場合 1億円 後遺障害の場合 程度により 300万円～ 1億円
傷害	<入院保険金> 上記①～③の傷害により入院した場合(事故日から180日までの入院が対象) <手術保険金> 入院保険金がお支払される場合に、その傷害の治療のために手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象) <通院保険金> 上記①～③の傷害により通院した場合(事故日から180日までの通院が対象、かつ90日がお支払限度)ただし、7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象にはなりません。(8日以内の入院・通院の状態にある場合は、1日から保険金支払いの対象となります。)	入院の場合 5,000円(1日) 通院の場合 3,000円(1日) 手術の場合 5,000円×(手術の種類により10～40倍)	入院の場合 5,000円(1日) 通院の場合 3,000円(1日) 手術の場合 5,000円× (手術の種類により10～40倍)

4.保険金がお支払いできない主な例

海外旅行のみ

(疾病・救済者費用)

- 被保険者、保険金受取人などの故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- 被保険者の妊娠・出産・流産 ●戦争、その他の変乱 ●歯科疾病 など(賠償責任)
- 被保険者などの故意 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●被保険者の親族に対する事故
- 自動車、航空機、船舶、銃器の所有・使用または管理に起因する事故 など(携行品損害)
- 被保険者、保険金受取人などの故意 ●携行品の瑕疵(かし)または自然の消耗
- 携行品の置忘れまたは紛失 ●差し押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使 など

次のような携行品に生じた損害には保険金をお支払いいたしません。

- 現金、小切手、その他の有価証券(ただし、乗車券・航空券・宿泊券は、5万円を限度にお支払いします)
- パスポート(ただし、再取得にかかる費用を5万円を限度にお支払いします)、クレジットカード、定期券
- 帳簿、図面等 ●ヨット、ボート、自動車、オートバイ ●義歯、義肢、コンタクトレンズ ●動物、植物
- 危険なスポーツ中のその運動用具 など

海外旅行・国内旅行共通

傷害

- 被保険者、保険金受取人などの故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛
- 危険なスポーツ(例えば、登山)中の事故 ●無資格運転、酒酔い運転 など

※国内の場合は地震・噴火・津波によるケガはお支払いできません。

※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

5.保険金請求について

国内・海外旅行中の事故の場合

事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を、損害保険ジャパン(株)へ直接ご連絡ください。

海外旅行中の事故の場合

下表の「現地できしか手配できない書類」を忘れずにお持ち帰りのうえ、ご請求ください。

	治療費用 (傷害・ 疾病)	携行品 損害	死亡 (傷害)	後遺障害	救済者 費用	賠償責任	
						対人	対物
保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●
eチケット	●	●	●	●	●	●	●
現 地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医師の診断書	●				●	
	治療費の明細書 および領収書	●				●	
	死亡診断書 または死体検案書 (死亡地のもの)			●			
	事故証明書		●	○		○	○
	支出を証明する書類					●	
示談書・示談金額収書						●	●
損害額(修理費など) を証明する書類							●
損害品明細書		●					
損害額を証明する書類		●					
除籍謄本			●				
委任状・戸籍謄本			○				
後遺障害診断書				●			
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○

●印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類

※上記書類のうち、eチケット以外はコピーしたものでは認められません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

旅行傷害保険に関するお問合わせ、事故のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
受付時間 9:00～17:00(土日祝休)

海外旅行傷害保険に関して

国内旅行傷害保険に関して

その他の保険内容に関して

本店専門保険金サービス部

海外旅行保険金サービス第二課

本店企業保険金サービス部

本店火災新種保険金サービス第一課

金融法人第二部 営業第二課

TEL 03-3349-5370

TEL 03-3349-5250

TEL 03-3231-3654

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

被害事故補償について

1.被害事故補償の概要

傷害総合保険 普通保険約款	保険金 の種類	概 要				
第3章 被害事故補償条項	被害事故補償保険金	<p>犯罪被害やひき逃げによる事故により、死亡したときや重度の後遺障害を被ったときに、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額(自動車保険人身傷害補償特約と同一の算定基準による)を保険金額を限度に支払う。</p> <p>①保険金を支払う事故 (イ)犯罪行為による被害事故 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故。 (注)過失行為による事故は対象にならない。</p> <p>(ロ)ひき逃げによる被害事故 運行中の自動車(原動機付自転車を含む。)に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車との衝突・接触等の交通事故または運行中の自動車の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故で、当該事故を生じさせた自動車の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずに当該事故の現場を去った場合。</p> <p>②保険金を支払う場合 (イ)死亡した場合 (ロ)重度の後遺障害(後遺障害等級表の第1級から第4級に掲げる後遺障害)が生じた場合</p> <p>③支払保険金の額 (イ)損害額の算出 約款に規定する算定基準により損害額(当社自動車保険の人身傷害補償特約の算定基準に同じ。)を算出する。</p> <table border="1" data-bbox="504 1348 974 1460"> <tr> <td>死亡の場合</td> <td>逸失利益、精神的損害、葬儀費</td> </tr> <tr> <td>重度後遺障害の場合</td> <td>逸失利益、精神的損害、将来の介護料</td> </tr> </table>	死亡の場合	逸失利益、精神的損害、葬儀費	重度後遺障害の場合	逸失利益、精神的損害、将来の介護料
死亡の場合	逸失利益、精神的損害、葬儀費					
重度後遺障害の場合	逸失利益、精神的損害、将来の介護料					

傷害総合保険 普通保険約款	保険金 の種類	概 要
第3章 被害事故補償条項	被害事故補償保険金	<p>(ロ)支払保険金の額 下記の項目がある場合には、その金額を前記③の(イ)で算出した損害額から差し引き、保険金額を限度として支払う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)自賠責保険等からの給付 2)対人賠償保険(共済)からの給付 3)加害者等から取得した賠償金 4)労働者災害補償制度による給付 5)犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(注)からの給付 6)その他同種の保険(共済)からの給付 <p>(注)[犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による給付]犯罪による被害者救済のために、犯罪行為(過失犯を除く)により不慮の死を遂げた方の遺族や重大な障害を受けた被害者に対し、国が所定の給付金を支給する制度。</p> <p>④その他 被害事故補償条項は、就業中のみの危険担保特約、管理下中の傷害危険担保特約等の担保範囲を時間的・場所的に限定する特約を付帯した場合でも24時間担保となる(担保範囲を限定することはできない)。</p>

2. 免責事由

■ 被害事故補償条項

被害事故補償条項固有の主な免責として次の事由がある。

① 著しく不正な行為があった場合等

(第3章第3条第5項)

損害保険ジャパン株式会社(以下、「引受保険会社」という)は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。

- (1) 当該被害事故を教唆または幫助する行為
- (2) 当該被害事故を容認する行為
- (3) 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被害事故を誘発する行為
- (4) 当該被害事故に関連する著しく不正な行為

② 親族間の事故

(第3章第4条)

引受保険会社は、第1条(引受保険会社の支払責任)の被害事故発生時において、当該被害事故を発生させた者が、次の各号のいずれかに該当

- (1) 被保険者の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の3親等以内の親族
- (4) 被保険者の同居の親族

※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

3. 補償内容について

被害事故補償

ひき逃げや犯罪被害にあい死亡・重度後遺障害が生じた

■ 保険金をお支払いする場合

犯罪被害による事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故)またはひき逃げによる事故(以下「被害事故」といいます。)により、死亡した場合や両上肢の用を全廃する等の重度の後遺障害が生じた場合。

■ お支払いする保険金

約款に規定する算定基準により損害額を算出し、下記の項目がある場合には、その金額を差し引き、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- (1) 自賠責保険等からの給付
- (2) 対人賠償保険(共済)からの給付
- (3) 加害者等から取得した賠償金
- (4) 労働者災害補償制度による給付
- (5) 犯罪被害者等給付金支給法からの給付
- (6) その他同種の保険(共済)からの給付

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、暴動などによる事故(テロ行為を除きます。)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- ③ 故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ④ 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- ⑤ 被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故
 - (1) 被保険者の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の3親等以内の親族
 - (4) 被保険者の同居の親族など

被害事故補償に関するお問い合わせ先

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

事故サポートセンター

0120-727-110

24時間365日受付

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

ショッピングガーディアン保険(海外/国内)

カードで購入した商品の事故を補償

海外・国内を問わずポルシェカードで購入された商品について、
破損・盗難などの損害を補償いたします。

保険金請求者	ポルシェカード会員(本人会員・家族会員)
補償を受けられる方 および保険金を 請求できる方	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。

1. 補償内容

年間保険限度額	会員1名につき保険期間中の総支払限度額は300万円
自己負担額 (免責金額)	1回の事故につき3,000円
お支払いする 保険金の額	本カード利用額(修理が可能な場合はカード利用額を限度とした修理金額)から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。 *損害を補償する他の保険がある場合、他保険契約からの支払保険金と合算で損害額を限度としてお支払いいたします。 *購入代金の一部を本カードを利用して支払われた場合、購入代金全額に対する本カードの利用額に応じて、保険金を削減してお支払いいたします。

2. 概要

お支払いする場合	
保険期間内にポルシェカード会員がポルシェカードを利用して購入した物品(ただし、下記の物品は除く)で、購入日(配送等による場合は物品の受取日)からその日を含めて 90日以内 に破損・盗難・火災等の偶然な事故(国内・海外問わず)によって損害を被った場合。	
補償の対象とならない主な物品	
<p>会員が購入した物品であっても次にあげるものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ●動物および植物 ●現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券・および旅行券をいいます)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットならびに金券類 ●稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの ●携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●食料品 ●会員が従事する職業上の商品となるもの <p>など *上記は概要の記載となります。詳しくは引受保険会社にご確認ください。</p>	

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- 会員または保険金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害
 - 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質による錆(さび)、徴(かび)、蒸れ(むれ)、変質、変色、その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害
 - 補償の対象となる物品の瑕疵(かし)に起因する損害
 - 補償の対象となる物品に生じた汚損、擦損、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって、当該物品の機能に直接関係のない損害
 - 戦争、暴動その他の事変に起因する損害
 - 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
 - 核燃料物質の有害な性質に起因する損害
 - 置忘れまたは紛失に起因する損害
 - 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに伴って生じた損害
 - 詐欺または横領に起因する損害
 - 物品の誤った使用に起因する損害
 - 電氣的または機械的の事故による損害
 - 補償の対象となる物品の受取前の損害および別送品
 - 会員規約違反により購入した物品の損害
- など
※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

ショッピングガーディアン保険に関するお問い合わせ、事故のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝休)

事故および保険金請求に関して

事故サポートセンター
0120-727-110
24時間365日受付

事故および保険金請求以外に関して

金融法人第二部 営業第二課
TEL 03-3231-3654

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社